

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2021年6月1日現在	
～2021年5月31日	2021年6月1日～
<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <hr/> <p>附 則（令和2年2月21日 NS才第00607161号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和2年2月29日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している3Gプランに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 前項の場合において、オープンコンピュータ通信網契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができます。 ただし、3GプランとLTEプランの相互の変更を請求することはできません。</p> <p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <hr/> <p>附 則（令和2年2月21日 NS才第00607161号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和2年2月29日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している3Gプランに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 前項の場合において、オープンコンピュータ通信網契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができます。 ただし、3GプランとLTEプランの相互の変更を請求することはできません。 <u>また、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5については、D P Sサ第00785799号（令和3年5月19日）の附則3に定める変更事項に限ります。</u></p> <p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p> <hr/> <p><u>附 則（令和3年5月19日 D P Sサ第00785799号） （実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。</u></p>

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2021年6月1日現在

～2021年5月31日

2021年6月1日～

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1及びカテゴリー3のタイプ5に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、第6種契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。
- ア 電子メールの利用おけるメールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更
  - イ 契約者カードの交換又は再発行
  - ウ 移動無線装置の購入等
  - エ 第6種利用権の譲渡又は第6種契約者の地位の承継
  - オ 第6種契約者の氏名等の変更
- 4 令和3年6月1日をもって、NS才第00607161号（令和2年2月21日）の附則3の末尾に以下を追記します。  
また、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5については、DPSサ第00785799号（令和3年5月19日）の附則3に定める変更事項に限ります。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。